

第6章 ICT活用工事（法面工）

1 ICT活用工事（法面工）

1 - 1 概要

ICT活用工事（法面工）とは、以下に示す施工プロセスの各段階において、ICT施工技術を活用する工事をいう。

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。また、法面工の関連施工としてICT活用工事（土工）等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- 6) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

上記①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。

③ ICT建機機械による施工

法面工においては該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

上記③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～8)の技術から選択(複数可)して、出来形管理を行うものとする。
下記1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 6) トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- 7) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとし事前に監督員と協議する。

また、出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領によるものとする。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

⑤ 3次元データの納品

上記①②④による3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

1-2 対象

(1) 対象工事

法面工(植生工、吹付工、吹付法枠工、落石防止網工、落石防止柵工)を含む「土木工事」とするが、これ以外にも法面工において、ICT施工技術を活用できる場合は対象としてもよい。

(2) 適用対象外

従来施工において、法面工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 ICT活用工事（法面工）の実施方法

2-1 発注方式

法面工の面積に依らず「受注者希望型」を選択して工事を発注する。

受注者より希望があり、発注者との協議が整った場合には、ICT施工技術を活用できる。なお、ICTの活用にかかる費用は設計変更の対象とする。

2-2 実施方法

発注者は、下記に従い、起工書、案件公表時、特記仕様書に当該工事がICT活用工事（法面工）である旨を記載する。

① 起工書への記載

起工書の「その他」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（法面工）（受注者希望型）である。

② 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。

本工事は、ICT活用工事（法面工）（受注者希望型）である。

③ 特記仕様書への記載

建設局特記仕様書作成要領の記載例による。

3 積算

ICT活用工事（法面工）の積算にあたっては、国土交通省のICT活用工事（法面工）積算要領に基づき積算するものとする。ただし、ICT活用工事（法面工）をICT活用工事（土工）と同時に実施する場合において、3次元測量を必要とする場合は、ICT活用工事（土工）で必要額を適正に積み上げるものとする。

4 監督・施工管理・検査

ICT活用工事（法面工）を実施するにあたっては、国土交通省から公表されている施

工管理要領、監督検査要領に則り、監督・施工管理・検査を実施するものとする。

なお、従来手法により監督・施工管理・検査をする場合は、事前に監督員と協議すること。